

議第83号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「又は原動機付自転車」を「， 原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1 キロワット以下のものに限る。以下同じ。）」に改める。

第 6 条第 2 項第 2 号及び第 8 条第 3 項第 2 号中「原動機付自転車」の右に「及び自動二輪車」を加える。

別表第 2 (2)の項中「(2)」を「(3)」に改め，同表(1)の項を次のように改める。

(1)	京都市円町駅自転車等駐車場，京都市東寺駅自転車等駐車場，京都市近鉄十条駅自転車等駐車場，京都市花園駅自転車等駐車場，京都市松尾大社駅自転車等駐車場，京都市石田駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	自転車，原動機付自転車及び自動二輪車
(2)	京都市御射山自転車等駐車場及び京都市太秦自転車等駐車場	自転車及び原動機付自転車

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市自転車等駐車場条例第8条の規定による京都市円町駅自転車等駐車場，京都市東寺駅自転車等駐車場，京都市近鉄十条駅自転車等駐車場，京都市花園駅自転車等駐車場，京都市松尾大社駅自転車等駐車場，京都市石田駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）に係る定期駐車券の発行は，この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市円町駅自転車等駐車場等に自動二輪車を駐車させることができることとする必要があるので提案する。